

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第35号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年8月31日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県条例（個人情報開示決定期間）変更した関係書類及び議会で可決した広報含む（議会事務局、ふれあい室）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和5年9月14日、実施機関は、本件請求に対して「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」として「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」として公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和5年9月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

令和5年12月21日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

### 2 審査請求の理由

県の担当課が各課に対して1ヶ月と定めているのに条例がないのに指導した書類を求めたものであり、その書類を出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書とは、徳島県個人情報保

護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）で定められていた保有個人情報の開示決定期限を変更するために作成した関係書類及び議会で可決した広報を含む公文書と解される。

旧条例第21条では、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にならなければならないものとされており、この規定にあたっては制定当初から変更した事実はない。

令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が地方公共団体に適用されることに伴い、旧条例は廃止されている。そのため、同法第83条の規定により、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にならなければならないものとされている。

以上により、本件請求に係る公文書については、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年12月21日	諮問
令和6年1月16日 第2部会（第7回）	審議
同 年 2月15日 第2部会（第8回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 当該公文書について

本件請求について、実施機関はこれを旧条例で定められていた保有個人情報の開示決定期限を変更するために作成した関係書類及び議会で可決した広報を含む文書と特定した。

実施機関は当該公文書について、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であると主張している。

これに対して審査請求人は、県の担当課が各課に対して1ヶ月と定めているのに条例がないのに指導した書類を求めたものであり、その書類を出せと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

## 2 当該公文書の保有の有無について

旧条例について確認したところ、開示決定等の期限を定める第21条については制定当初から改正されておらず、令和5年4月1日に旧条例は廃止となっている。また、令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることに伴い、同法第83条の規定により、開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならないものとされている。

実施機関は弁明書にて、「旧条例第21条では、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならないものとされており、この規定にあたっては制定当初から変更した事実はない」と主張している。旧条例の変遷を確認すると、この実施機関の主張に特に誤りはない。また、国の作成するガイドラインによると、条例を定めることにより30日より短い期限とすることも可能であるが、そのような規定は定めておらず、法の適用を受けた形での対応を行っている。

議会で可決した広報については、条例改正がないことから関連する広報も存在せず、実施機関は保有していないと認められる。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	